



2011

2012

"Rights-based Approach"

70

193

156

EU

## 日本では？

気候変動に関する訴訟として、現在、日本国内で民事訴訟2件、行政訴訟2件の併せて4件(発電所としては3か所)の石炭火力発電所に関する裁判が係属しています。

このうち、民事訴訟は、人格権に基づく差し止め請求として構成されています。石炭火力発電所を稼働することによって排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質は呼吸器疾患の原因となり、CO2は気候変動を引き起こすことで、豪雨や高潮、農作物の被害に繋がります。原告らは、これによって、原告らの生命・健康・財産に被害が及ぶとして、人格権に基づく妨害排除請求として運転や稼働の差し止めを求めています。日本では、自然の権利はもとより、環境権も未だ明確には権利として認められていない中、人格権侵害といえるほどの被害を立証できるか否かが大きなポイントです。

行政訴訟に関しては、環境アセスメント手続上の処分を対象に訴訟を提起しています。火力発電所は、原子力発電所におけるような設置許可処分がなく、行政による設置の適否の判断は、環境アセス手続において事業者が提出した評価書が「環境の保全について適正な配慮をしている」かどうかのチェックにより行われることとなっています。そのため、設置許可取消・無効訴訟ではなく、事業者が提出した評価書は「環境の保全について適正な配慮をしている」との環境アセス手続上の経済産業大臣の判断（通知）を取消訴訟の対象として、訴訟を提起しています。請求原因としては、事業者の環境アセスにおいては、燃料種を石炭ありきで評価して他燃料との比較をしていないこと、大気汚染物質や二酸化炭素の排出について過小評価していることなどから、評価書が「環境の保全について適正な配慮をしている」という判断は誤りであることを主張しています。日本における行政訴訟に関しては、裁判官が行政事件において積極的な判断を避ける司法消極主義的な姿勢を背景とした、狭い原告適格や厳格な因果関係、広い行政裁量などの問題をどう打開していくかが課題です。

 さらに詳細な報告書を下記 URL からご覧いただくことができます。 

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/enviroment.html>

気候変動対策に関するプロジェクトチーム活動紹介

2020年2月14日開催日弁連シンポジウム「司法は気候変動の被害を救えるか～科学からの警告と司法の責任」報告書